

現代 J A と農家小組合の「3つの性格」

－愛知県下3 J Aの比較から考える－

増田佳昭

前稿では、農家小組合（集落農業者組織）の三つの性格について述べた。第1は集落農業者の自主的な組織、第2は農政の受け皿ないし推進組織、第3は農協の末端組織としての性格である。

少し前になるが、令和3年度に当センターは愛知県農協中央会の委託を受けて、J Aの基礎組織に関する調査を実施した。その一部を紹介しながら、現代のJ Aと農家小組合との関係について考えてみたい（概要については15ページの〈表1〉を参照）。

A農協は県東部の地方都市を抱える農村地域のJ Aで、正組合員数8,700人、准組合員数3万4千人のJ Aである（調査時点、以下同じ）。水田を中心とした農業地帯で、販売品販売高は58億円（うち直売所23.7億円、果実13.6億円、野菜6.8億円、米7.7億円）、購買品供給高33億円（うち生産資材15.8億円）である。

B農協は、県北部の都市化地域に立地するJ Aである。正組合員数9,400人、准組合員数1万7千人である。都市化が進んで住宅と農地が混在、販売品販売高5.9億円（うち米2.0億円、野菜3.6億円）、購買品供給高7.2億円と少ない。

C農協は大都市のJ Aで、正組合員数9,400人、准組合員数4万2千人である。農地面積は限られているが販売品販売高

5.6億円（うち米2.5億円、野菜3.0億円）、購買品供給高8.0億円と一定の農業生産がある。

J Aによって異なる農家小組合の構成員と機能

まず、J Aの基礎組織とされる農家小組合の概況についてみておく。A農協の場合、小組合の名称は「生産組合」である。生産組合数は266組織、それに属する組合員は約8,700名である。生産組合の構成員は、基本的には「農家」であり正組合員である。A農協では生産組合長会議を6つの地区ごとに年に3、4回開催しているが、主な議題は営農関係の連絡で、招集者は行政（1市1町）の場合が多い。J Aの担当部署は営農企画課となっている。A農協における生産組合は、農政の受け皿組織、推進組織としての性格が強いといえるだろう。

生産組合長の任期は1年。非農家は原則的に組合長になることはない。ただ、場合によって元農家を選出されることもある。

B農協の場合、総代会資料での表記は「農事組合」が多いが、地域によって「実行組合」などの呼び名もある。組合数は254で、組合員数は約7,300名である。ただし、組合員は農家だけでなく農業を中止した元農家等も含んでいる。地域の混住化が進む中

で、いわゆる元農家中心の「旧住民」を組織しているとみてよいだろう。また農地を売却ないし転用して現在は農地を所有しないメンバーもいる。

それでも、農家組合長の8、9割は正組合員が選出されている。農家組合長の任期は基本的に1年とされている。農事組合長会議は基幹支店に相当する6つの地区別に、年2回開催されている。会議の議題は農政関係が中心であるが、行政、JAの会議への関わり方は曖昧である。たとえばある支店の例では、4月開催の組合長会議は支店長と前農家組合長会長の連名で招集、9月の会議は当期の組合長会長の連名で招集される。JAが招集するわけではない。いわば自主組織としての組合長会が招集するかたちとみてよい。

C農協の場合、名称は「支部」に統一されている。昭和53年の合併の際に各種あった小組合の名称を支部に統一、あわせて「支部規定」を設けた。支部は22地域396あり、ほぼ集落を単位に組織されている。部員数は9,422名である。農林業センサスによる管内の農家数は2,000戸弱、うち農業経営体数は400弱であるから（同一行政内の他のJAを含む）、支部の中で農業者は少数派であろう。農政上の連絡は、行政から農家に直接伝達されるとのことで、支部は農政の受け皿・推進機能を全くもっておらず、「JAの独自組織」の位置づけになっている。

支店ごとに「支部長会」が置かれ、年3回程度会議を開催することになっている。また、年に1度、支部長旅行を盛大に行っていたが、コロナのせいもあって開催でき

ずにいる（調査当時）。

3つのJAを比較すれば、小組合の性格には大きな違いがあるとみていい。A農協は農政の受け皿組織としての性格が強く、C農協はJAの独自組織、B農協はその中間といえるだろう。

JA事業の推進、広報誌配付はほぼ実施せず

では、それぞれの農家小組合はどのような機能を果たしているのだろうか、JAとの関係をみてみよう。

まずA農協は、営農企画課が所管することもあってJA営農事業に関する連絡は、生産組合長会議等を通じて行っている。ただし、肥料や農薬の予約注文のとりまとめは基本的にJA職員が担当しており、生産組合長が行っているケースはごく一部である。JAの広報誌も、15年ほど前までは生産組合長に依頼していたが、JAの全職員による配付に切り換えた。ただ、農業共済関係のチラシ等は生産組合長経由である。

B農協の場合は、JA業務の農事組合等への依存度は相対的に高い。言いかえれば、過去のやり方を引き続き維持しているといえる。肥料や農薬、馬鈴薯や水稲の種子の予約とりまとめは、基本的に組合長に依頼している。また、農産物品評会の出品とりまとめも生産組合長経由である。ただし、とりまとめ数量は、年々減少傾向にある。

C農協の場合、ジャガイモ種芋の配付のみが支部の業務として残っている。JAの広報誌や配布物もかつては支部長に依頼していたが、一部を除いて現在ではほぼやっ

ていない。とくに個人情報保護法が施行以降、農政関係の連絡も個人に直接なされるようになって、支部を経由することはなくなった。JAの配付物も職員が直接届けるので、支部を経由することはほとんどない。

3 JAともに、予約とりまとめや広報誌等の配布は、基本的にJA職員による代替がすすんで、JA事業推進上の農家小組合の役割はきわめて軽くなっている。

依然として小組合が担う総代選出機能，役員選出システムの末端に位置づけ

予約とりまとめや紙誌配付といった物理的な業務が職員に代替されていく中で、依然として小組合に期待されているのが、総代選出や役員推薦等のJA組織運営に関わる機能である。

A農協では、年2回、総代会が開催されている。総代数は600名だが、うち200名が女性である。ほとんどの地区で、生産組合長に総代の選出を依頼している。ただ、現総代に候補者を推薦してもらう例や、生産組合がない集落について支店長が個別に依頼する例もある。

A農協では、役員推薦会議は22地区各1名の推薦委員で構成される。地区推薦委員の選出方法は各地区に委ねられている。支店ごとに選ばれた支店総代長の合議で地区総代長を選出し、それが地区推薦委員になる場合が多いようである。地区によっては生産組合長の代表が地区推薦委員の選出に関わっている場合もあるようだが、JAの総代が役員選出の末端を担うという意味

で、他のJAと異なっている。選出実態の詳細は把握できなかったが、協同組合の運営としては健全な方式のようにも考えられる。

B農協の場合、総代選出は各農事組合の正組合員数によって総代候補者人数を各農事組合に割り当て、農事組合長が推薦者となって総代候補者を届け出ってもらう方式をとっている。しかし、農事組合長の中には、「総代選出は農協の仕事なので、農事組合に依頼するのでなく、職員が個別に依頼すべきだ」との意見が会議で表明されたこともある。

B農協の役員選出をみると、6つの地区ごとに置かれた地区推薦会議によって候補者が推薦される。地区推薦会議を構成する推薦委員は、慣例として農事組合長が兼任することになっている。したがって、農事組合長は役員選出システムの中に明確に組み込まれているとみることができる。

C農協でも総代定数は支店別に割り振られ、支店長が各支部に選出を依頼する。総代選出が小組合依存であることは他のJAと同じである。役員選出については、前出の14の地域組織協議会が役員推薦単位となる。地域組織協議会は、各支店の支部長会議の正副会長、生産者組織代表、女性部支部長、地区内組織代表によって構成されているが、役員推薦にあたってはそのうち支部長会正副組合長のみが参加して協議することになっている。C農協の場合も、支部規定の中で支部が役員選出システムの末端に位置づけられている。

あらためて整理すれば、以下のとおりである。役員選出のために推薦会議を地区別

に設置している点はいずれも同じであるが、B農協の場合は農事組合長が地区推薦委員を兼ねる（慣例としてだが）というかたちで、直接的に役員推薦に関わる。C農協では、間に支店支部長会を介するが、支部長は役員選出システムの末端に位置づけられている。このことは同JAの「支部規定」に明文化されている。これに対してA農協では、地区推薦会議は総代表（地区総代長）に委ねられている。これはA農協では営農関係がもっぱら生産組合長の所掌となっているので、JA運営関係はJA総代に委ねるといった役割分担がなされているとみることができそうである。

JAごとに異なる「農政の受け皿」としての機能、JA運営機能との分離のきざしも

あらためて冒頭で述べた農家小組合の3つの性格との関係で、3事例を位置づけてみよう。

農家小組合は①集落農業者の自主共同組織、②農政の受け皿組織、③農協の運営組織の3つの性格をもっていた。①の性格はいったんおくとして、農家小組合が担っている役割は、それぞれのJAによって大きく異なる。

農政の受け皿組織としての性格が最も強いのがA農協の例である。行政主導、営農部署所管というかたちで、農政の受け皿、農協の営農事業推進の単位として位置づけられている。B農協の場合は、農事組合長会議は機能的に農政の受け皿機能をもつが、行政との関わり、JAとの関わりは不

明確である。これに対してC農協では、行政が管内農家に直接対応しており、支部は農政の受け皿組織としての性格をほぼ完全に喪失しているようである。

では農協の末端組織としての役割はどうか。まず事業運営という意味で、予約注文書や広報誌の配付、注文品の配達などの物理的機能はほぼJAの職員によって代替されている。経済事業の末端組織としての役割はほぼないとみてよい。

ところが、総代選出の単位、役員推薦の末端組織としての役割は依然としてこれらの組織が保持している。総代選出はいずれのJAも小組合に依頼している。ただ、集落内農家数の減少で総代選出に苦勞しているのは、いずれのJAも同じであった。

役員選出についても、小組合は依然として推薦システムの末端に位置づけられている。とくに、B農協、C農協では直接、間接の差、慣例と明文規定の差はあるが、農家小組合長は直接的に役員推薦システムを構成する。全国の多くのJAで実質的にそのような運用がなされているのではないかと思われる。

その中で興味深いのがA農協の例である。生産組合長会議が営農農政関連の受け皿組織として主に機能しているのに対して、支店の総代長が集まって地区総代表を選び、それが役員推薦委員となる方式をとっているからである。これは、農家小組合のもつ複合的な機能を、営農農政対応とJA運営とに分離させ、それぞれを独立させる方向の動きの萌芽とみると大変興味深いのである。

表－1 J Aの基礎組織に関する愛知県下3 J Aの比較

	A農協（農村地域）	B農協（都市化地域）	C農協（大都市地域）
(1) J Aの概況 (2021年時点)	<ul style="list-style-type: none"> ・正組員数 8,717人 ・准組員数 33,712人 合計 42,429人 ・購買品供給高 33.2億円（生産資材15.8億円，生活物資17.4億円） ・販売品販売高 57.9億円（産直23.7億円，果実13.6億円，米7.7億円，野菜6.8億円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・正組員数 9,417人 ・准組員数 17,135人 合計 26,552人 ・購買品供給高 7.2億円（生産資材3.3億円，生活物資3.8億円） ・販売品販売高 5.9億円（米2.0億円，野菜3.6億円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・正組員数 9,425人 ・准組員数 42,703人 合計 52,179人 ・購買品供給高 8.0億円（生産資材1.8億円，生活物資6.1億円） ・販売品取扱高 5.6億円（米2.5億円，野菜3.0億円）
(2) 農家小組合の概況	<ul style="list-style-type: none"> ・生産組合 ・272組織（8680名） 	<ul style="list-style-type: none"> ・農事組合（地域によって実行組合等も） ・合計254組合（7,275名） 	<ul style="list-style-type: none"> ・支部 ・22区域・396支部（9,422名）
	<ul style="list-style-type: none"> ・生産組員は基本的に農家だが，元農家も含まれている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地を所有している構成員が大半を占めるが，ほとんどの組合は非農家（元農家）を含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支部のメンバー資格は，地元集落による。農協の組員資格区分と必ずしも対応せず。正組員だけでなく元農家の准組員も。
(3) 組合長会 支部長会	<ul style="list-style-type: none"> ・6地区ごとに「地区生産組合長会議」を年3～4回開催。 ・「生産組合」は「行政の組織」の性格。 ・生産組合長会議の開催通知は行政からが多い。J Aの担当部署は営農企画課。 	<ul style="list-style-type: none"> ・6地区（基幹支店単位）で農事組合長会議を開催（4月，9月）。ある支店では，4月会議の招集は支店長・前農家組合長の連名，9月の招集は現在の農事組合長名。 ・議題は農政関係が中心。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支店ごとに「支部長会」を設置（支部規程）。年3回程度，各支店で支部長会を開催。 ・議題はJ A関係その他。 ・コロナ前は盛大に支部長旅行実施。
	<ul style="list-style-type: none"> ・生産組合長は基本的に農家 	<ul style="list-style-type: none"> ・農事組合長の8，9割は正組員 	<ul style="list-style-type: none"> ・支部長は正組員または准組員
(4) 農協事業との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬，肥料の予約注文の取りまとめ，J A広報誌配付は，J A職員が担当。（一部の生産組合では，生産組合長が担当）。 ・農業共済関係の配布業務は生産組合長。 	<ul style="list-style-type: none"> ・肥料・農薬，馬鈴薯や水稲の種子の予約とりまとめ，農業まつりの農産物品評会の出品申込書の配布および出品のとりまとめを農事組合に依頼。とりまとめ数量は年々減少傾向。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支部長経由のJ A配布物はほぼない。 ・市農政と支部との連絡はない。個人情報保護の観点から，個別に連絡。
(5) 総代選出	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどが生産組合長に総代選出を依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> ・選出を農事組合長に依頼。 ・農事組合より依頼があれば支店にて調整。農事組合のない町は支店にて調整。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各支部長に選出を依頼。支部別配分を支店長の裁量で調整することも。
(6) 役員選出への関与	<ul style="list-style-type: none"> ・役員推薦会議は22地区各1名の推薦委員で構成。支店ごとに選ばれた総代長が地区ごとに地区総代長を選出。地区総代長（22名）が役員推薦委員となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・管内を6地区に区分。地区の推薦委員を各地区の農事組合長が兼務（慣例）。地区別推薦委員（農事組合長）が6地区で「地区推薦会議」を組成し，そこで選出された「地区推薦委員代表者」（19人）が全域推薦会議を構成して候補者を推薦。 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員選出単位は，ほぼ基幹支店単位の14区域（全域区を含めて15区域）。 ・14地域ごとに「地域組織協議会」を設置。地域組織協議会の構成員は，各支店の支部長会議の正副会長，生産者組織代表，女性部支部長，地区内組織代表者だが，役員選出では，支部長会正副会長のみが集まって協議。

資料) (一社) 農業開発研修センター「J Aグループ愛知におけるその他生活事業の収支改善および基礎組織のあり方に関する調査研究報告書」より再整理。

期待されるより広域的な農政の受け皿組織，自前組織の活性化には“コンテンツ”が必要

わずか3事例ではあるが、これらはJAと農家小組合との関係のこれからを考える上で、大きな示唆を与えてくれる。

第1は、農政の受け皿、農協営農事業の推進組織としての性格についてである。多くのJAが悩んでいるように、農家戸数の減少傾向は止まらず、集落内の農家数の減少は歯止めがかけられない。とすると、農政の受け皿組織としての農家小組合がいつまでも安定的に存在する保証はないだろう。今後も農家小組合の解散や機能停止は生じるであろう。

品目や地域によって異なるが、農政の受け皿、農協営農事業の推進組織のあり方については、独自に考えてみる必要があると思う。農政からは中山間地域対策や環境保全対策、さらには最近の地域計画策定など、集落農業者組織への期待はやまない。ところが集落の現場は農業者の減少で、これに答えるのは至難である。とりあえずは、単一集落を超える旧村（明治合併村≒小学校区）単位などで、「〇〇地区営農農政協議会」など営農農政関係の推進組織を形成して農政対応、農協営農事業推進の単位組織とすることを考えてみてはどうかと思う。その場合、行政との関係がより強い組織となるであろう。

ではJAの末端組織としての機能をどう考えるべきだろうか。事業推進組織としての性格はほぼなくなったが、総代選出、役員選出の末端組織の機能は依然として存在し

ている。農家小組合が農協ガバナンスの基盤に位置していることの是非は別途検討する必要があるが、対応方向には2つの考え方がありそうである。一つは、小組合は総代、役員選出単位としての機能をもてばよいとする、現状維持ないし現状のスマート化の方向、もう一つは、小組合に組織関係だけでなく事業や活動の一端も担ってもらおうという方向である。

これからのJAの将来を考えると、後者の方向でどれだけ頑張れるかが問われているだろう。とはいえ、農業以外の協同のテーマをどう設定し、どう具体化するかといった「コンテンツ」がないことには、その活性化もなかなか難しそうである。

また、集落農業者の自主組織としては、集落内農業者が結集せざるを得ない課題が存在する場合は、否応なしにその存在が期待されるだろう。たとえば水利関係の共同や中山間地域対策への対応、獣害対策等である。ただ、水利等については水利組合等の別組織が存在することが多い。また、獣害対策などは、自治会（町内会）の課題になりそうである。しかし、こうした地域の共同の活動については、JAからの支援が期待されることが多い。基礎組織論とは別の論理で、そうした「小さな共同」を支援することがJAに期待されている。

（本センター会長・滋賀県立大学名誉教授）